

[埼玉県ふるさと認証食品]

## 乾めんの認証基準

### 第1条 適用の範囲

この基準は埼玉県内で生産された小麦、米、そばを製粉したものを使用して製造された乾めんのうち、干しめん、米粉めん及び干しそばに適用する。

### 第2条 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語   | 定義  |
|------|---|
| 乾めん  | 小麦粉等の穀粉類を主原料として製めん、乾燥したもの。  |
| 干しめん | 小麦粉に食塩等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したもの。   |
| 米粉めん | 1 米粉又は米粉にでん粉を混入したものを主たる原料とし、これに食塩等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したもの。<br>2 米粉30%以上、小麦粉70%以下の割合で混合したものを主たる原料とし、これに食塩等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したもの。 |
| 干しそば | そば粉と小麦粉を主原料とし、これに食塩等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したもの。ただし、そば粉の含有量は30%以上とする。（そば粉の配合割合（%）は、そば粉÷（小麦粉＋そば粉＋食塩水以外の原材料（でん粉、グルテン等））で算出する。           |

### 第3条 品質及び品質表示

乾めんの品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

| 区分 |    | 基準  |
|----|----|---|
| 品質 | 性状 | 1 色沢及び形態が良好であること。<br>2 切損がほとんどないものであること。<br>3 湯煮後の食味が良好であり、異味異臭がないこと。 |

|   |                  |  |  |
|---|------------------|--|--|
| 品 | 原<br>材           | 食品添加物<br>以外の原材<br>料  | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。<br>1 埼玉県内で生産された小麦を製粉した小麦粉<br>2 埼玉県内で生産された米を製粉した米粉<br>3 埼玉県内で生産されたそばを製粉したそば粉<br>4 でん粉<br>5 グルテン<br>6 食塩<br>7 食用植物油脂（めん帯又はめん線に塗布する場合に限る。）<br>8 農産物を粉末、ペースト状等にしたもの<br>埼玉県内で生産された農産物から作られたものであること。 |
|   |                  | 食品添加物  | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。<br>1 着色料（長径が1.7mm未満に成形したものに装飾用として加える場合に限る。）<br>アカキャベツ色素、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、コチニール色素、シソ色素、ベニバナ赤色素及びベニバナ黄色素のうち3種以下<br>2 めん質改良剤<br>酢酸でん粉  |
|   | 異 物              | 混入していないこと。   |  |
|   | 内 容 量            | 表示内容に適合していること。   |  |
| 質 | 表示事項及び<br>表示禁止事項 | 「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」に従うこと。また、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）や健康増進法（平成14年法律第103号）等の関連法令を遵守すること。 |  |
|   | 特別表示事項           | 認証品については、一括表示欄外に「埼玉県産小麦〇〇%使用」、「埼玉県産米粉〇〇割使用」、「埼玉県産そば粉〇〇%使用」等と表示することができる。                        |  |

#### **第4条 製造管理**

- (1) 製造に当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な製造管理を行うこと。
- (2) 食品衛生法施行条例（平成12年埼玉県条例第22号）で定める食品衛生責任者が1人以上いること。

#### **第5条 認証方法**

認証のための審査は、埼玉県ふるさと認証食品認証要綱に基づき行う。

#### **第6条 技術指導等**

認証を受けた製造事業所は、国、県関係機関等が実施する製造技術、品質管理、衛生等に関する指導を積極的に受けるよう努めること。

附 則

この要綱は、平成4年3月25日から適用する。

附 則

この基準は、平成7年4月1日から適用する。ただし、平成9年3月31日以前に製造されるふるさと認証食品については、なお従前によることができる。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。